

# 国民経済計算次回基準改定 に向けた対応について①

## － 経済活動別分類、制度部門別分類の改善 －

平成26年10月1日

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部

# 目次

○経済活動別分類の変更・・・P.2

○制度部門分類の精緻化（私立学校の  
取扱いの変更）・・・P6

# 経済活動別分類の変更①

## SNAマニュアルの考え方

- ◆ 生産活動を捉える概念として、「産業」が示されている
- ◆ 産業とは、同一の主活動を行っている事業所の集合体
- ◆ 産業の分類は、国際標準産業分類 (ISIC) と整合的※

※: 1993SNAはISIC Rev.3、2008SNAはISIC Rev.4と整合的



諸外国のSNAでは、ISICと整合的な産業分類で産業別GDP等を推計・表章

# 経済活動別分類の変更②

## 現行JSNAにおける経済活動別分類

- ◆ 「産業」、「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」の3区分※及びその内訳となっている点を含め、ISICとは必ずしも対応せず

### 産業別GDPの国際比較が困難★

(例) ISIC「P.教育」は、「1.産業(11)サービス業」、「2.政府サービス生産者(2)サービス業」、「3.対家計民間非営利サービス生産者(1)教育」に分かれて含まれており、国際比較が困難

### 次回基準JSNAにおける 経済活動別分類の検討方針

- ISIC Rev.4の大分類と可能な限り統合的な分類とし、国際比較可能性の向上を目指す。
- サービス業の細分化により、ユーザー利便性の向上を目指す。

※:1993SNAの前身である1968SNAの考え方

## 現行JSNA大分類

1. 産業
  - (1) 農林水産業
  - (2) 鉱業
  - (3) 製造業
  - (4) 建設業
  - (5) 電気・ガス・水道業
  - (6) 卸売・小売業
  - (7) 金融・保険業
  - (8) 不動産業
  - (9) 運輸業
  - (10) 情報通信業
  - (11) サービス業
2. 政府サービス生産者
  - (1) 電気・ガス・水道業
  - (2) サービス業
  - (3) 公務
3. 対家計民間非営利サービス生産者
  - (1) 教育
  - (2) その他

# 経済活動別分類の変更③

次回基準JSNA大分類(案)
1. 農林水産業
2. 鉱業 3. 製造業 4. 電気・ガス・水道業
5. 建設業
6. 卸売・小売業
7. 運輸・郵便業
8. 宿泊・飲食サービス業
9. 情報通信業
10. 金融・保険業
11. 不動産業
12. 専門・科学技術、業務支援 サービス業
13. 公務 14. 教育 15. 保健衛生・社会事業
16. その他のサービス業

(参考)ISIC Rev.4 大分類★
A. 農林漁業
B. 鉱業及び採石業 C. 製造業 D. 電気、ガス、蒸気及び空調供給業 E. 水供給業、下水処理、廃棄物処理及び浄化活動
F. 建設業
G. 卸売・小売業;自動車・オートバイ修理業
H. 運輸・保管業
I. 宿泊・飲食業
J. 情報通信業
K. 金融・保険業
L. 不動産業
M. 専門、科学及び技術サービス業 N. 管理・支援サービス業
O. 公務及び国防、強制社会保障事業 P. 教育 Q. 保健衛生及び社会事業
R. 芸術、娯楽、レクリエーション業 S. その他のサービス業

(注)上表の区切りは、OECDによる国民経済計算データクエスチョネアの区分

# 経済活動別分類の変更④

## まとめ(統計利用上の観点)

- ◆ 国際標準産業分類 (ISIC Rev.4) と可能な限り統合的な分類※  
にすることにより、**産業別GDP等の国際比較が容易**になる
- ◆ **サービス業の細分化** (「宿泊・飲食業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「公務」、「教育」、「保健衛生・社会事業」の新設)
- ◆ 経済活動別分類の変更により、従来の「産業」、「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」という区分は取り止め

※：ISICの定義・範囲との相違がある点については、用語解説によるユーザーへの情報提供等により工夫。なお、本変更の結果として日本標準産業分類 (JSIC) との整合性も高まる。

# 制度部門分類の精緻化(私立学校の取扱いの変更①)

## SNAマニュアルにおける対家計民間非営利団体(NPISH※<sup>1</sup>)

◆ ①非市場生産者、かつ②政府支配がない

⇒ NPISH ※<sup>1</sup>に分類

◆ 市場／非市場生産者の実務上の指針は、「50%ルール※<sup>2</sup>」  
が推奨されている

(現行JSNAでは政府関係諸機関について原則として本ルールを適用※<sup>3</sup>)

※<sup>1</sup> NPISH : Non-profit institutions serving households の略

※<sup>2</sup> 「50%ルール」とは、売上高生産費用比率による判別

売上高生産費用比率  $\geq$  50%  $\Rightarrow$  市場生産者

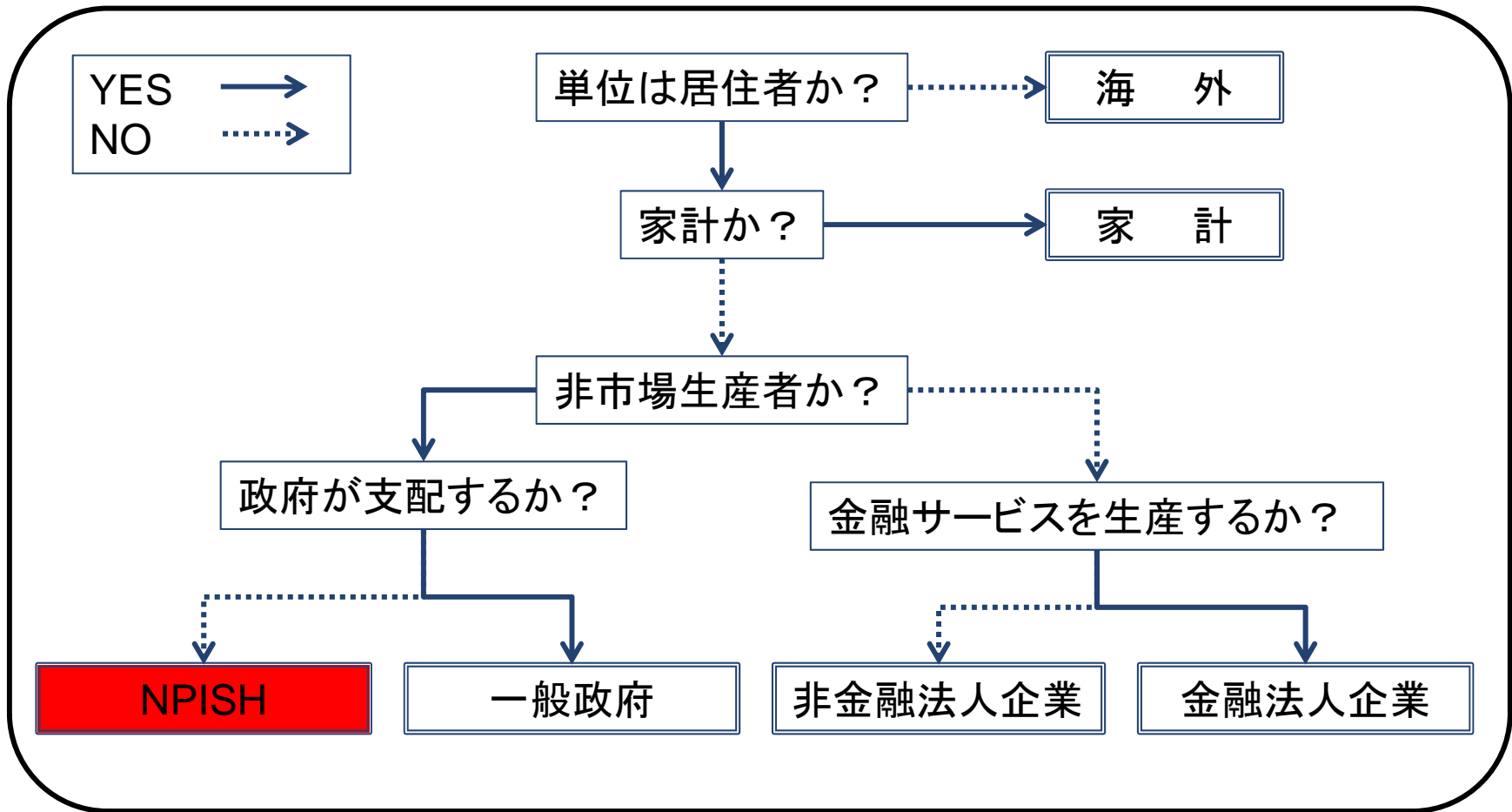
売上高生産費用比率  $<$  50%  $\Rightarrow$  非市場生産者

$\left[ \begin{array}{l} \cdot \text{売上高生産費用比率} = \text{売上高} / \text{生産費用} \\ \cdot \text{生産費用} = \text{中間投入} + \text{雇用者報酬} + \text{固定資本減耗} + \text{生産・輸入品に課される税} \end{array} \right]$

※<sup>3</sup> 各機関の分類は、国民経済計算年報の参考資料「V 国民経済計算における政府諸機関の分類」を参照。

# 制度部門分類の精緻化(私立学校の取扱いの変更②)

## SNAマニュアルにおける制度部門別分類の決定樹



(出所) 2008SNAマニュアル Figure4.1より作成。



## 制度部門分類の精緻化(私立学校の取扱いの変更③)

### 現行JSNAにおけるNPISH

- ◆ 実務上の制約から、50%ルールを明示的に適用していない
- ◆ 産業分類(学校教育、宗教、労働団体等)や経営組織形態(会社以外の法人、法人でない団体)によって、NPISHを定義
- ◆ 結果として、私立学校については、売上高生産費用比率が50%を上回るものの、NPISHと整理

### 現行JSNAにおけるNPISHの売上高生産費用比率

	売上高生産費用比率	50%ルール
教育(私立学校、社会教育※)	71.3%	市場
その他	46.4%	非市場

(出典) 国民経済計算年報フロー編付表14より算出。2008年度～2012年度の5年平均

※:社会教育の売上高生産費用比率は、50%を下回る。

# 制度部門分類の精緻化(私立学校の取扱いの変更④)

## 次回基準JSNAにおける私立学校の取扱い

◆ 次回基準改定においては、政府関係諸機関の分類との一貫性を重視し、私立学校の制度部門を「非市場」のNPISHではなく、「市場」の非金融法人企業(市場性のある非営利団体という扱い)に変更する予定

### SNAマニュアルにおける非営利団体(NPI)とNPISHの関係

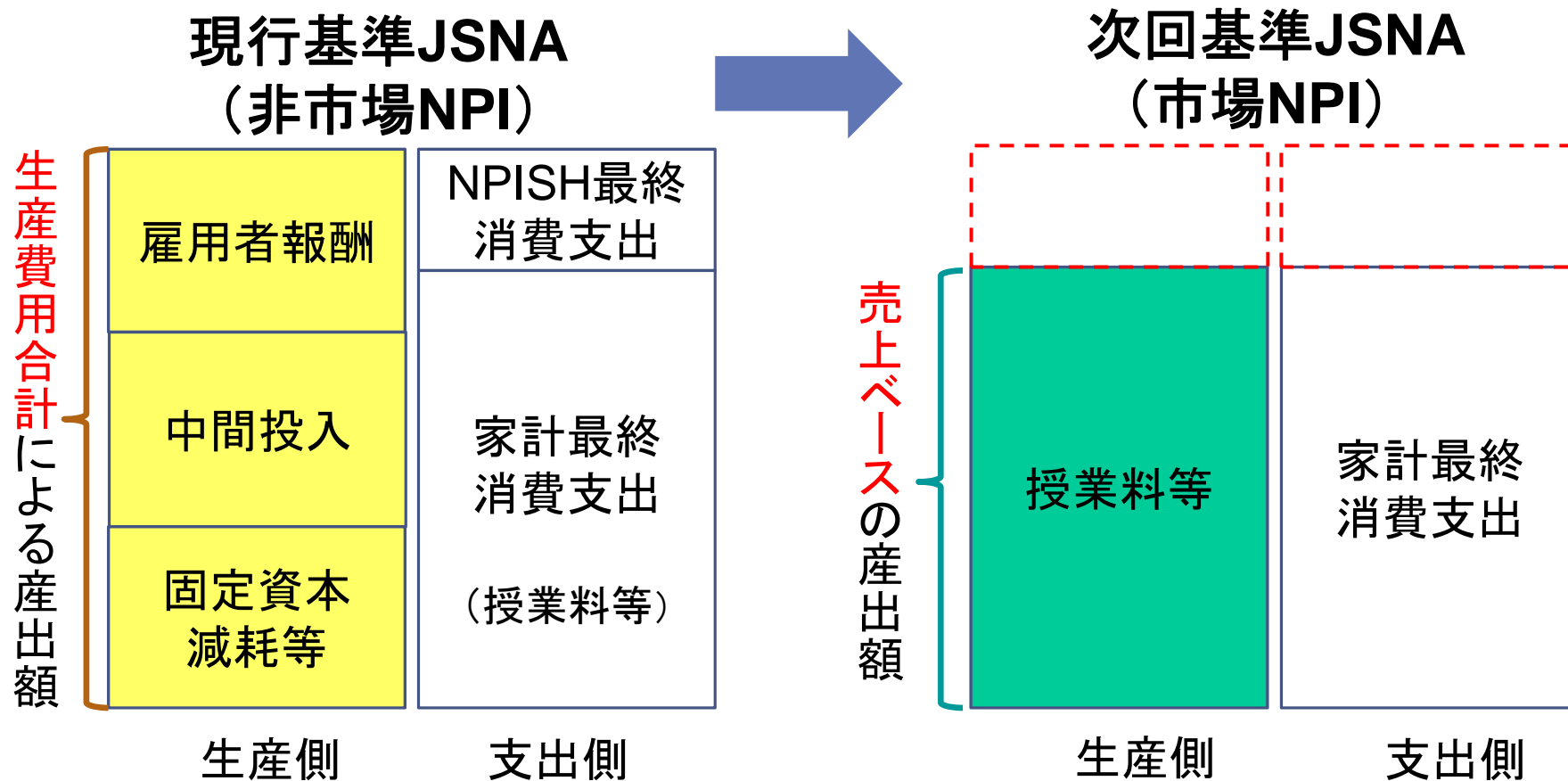
NPIの定義⇒	利益配分が認められていない機関※		
市場/非市場⇒	市場生産者		非市場生産者
NPIとしての 類型⇒	対企業NPI	左記以外の 市場NPI	政府支配のない NPI
制度単位として の帰属先⇒	非金融法人企業等	NPISH	一般政府

※:それを設立、支配、資金供給する単位が、これを所得、利益等の源泉とすることを許容しないようなステータスで、財・サービス生産を目的として創設された法的または社会的実体

# 制度部門分類の精緻化(私立学校の取扱いの変更⑤)

## 取扱いの変更による影響

◆ 変更によりGDP水準が現行に比べて低下 (GDP比▲0.4%程度と試算※)



※:本試算は、私立大学等における研究開発(R&D)の資本化に伴うGDPの増加分を含まないベース

## 制度部門分類の精緻化(私立学校の取扱いの変更⑥)

### まとめ(統計利用上の観点)

- ◆ 市場／非市場の考え方について、2008SNAと整合的な形でJSNA内の一貫性が向上
- ◆ 私立学校による教育サービスの産出額が、生産費用合計から売上概念(授業料等収入)に変更
- ◆ なお、各国における私立学校の制度部門上の扱いは、実態によりそれぞれ異なっている

(参考) 諸外国の私立学校の扱い

- ・米国では非市場NPI(NPISH)
- ・カナダでは市場NPI(民間非金融法人)
- ・豪州は、本体系では非市場NPI(NPISH)、「非営利サテライト勘定」では市場NPI(民間非金融法人)